

## 参 考 資 料

- I 市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果（未掲載分）
- II 政令指定都市における犯罪認知件数等
- III 主な関連事業
- IV 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
- V 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- VI 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則
- VII 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿



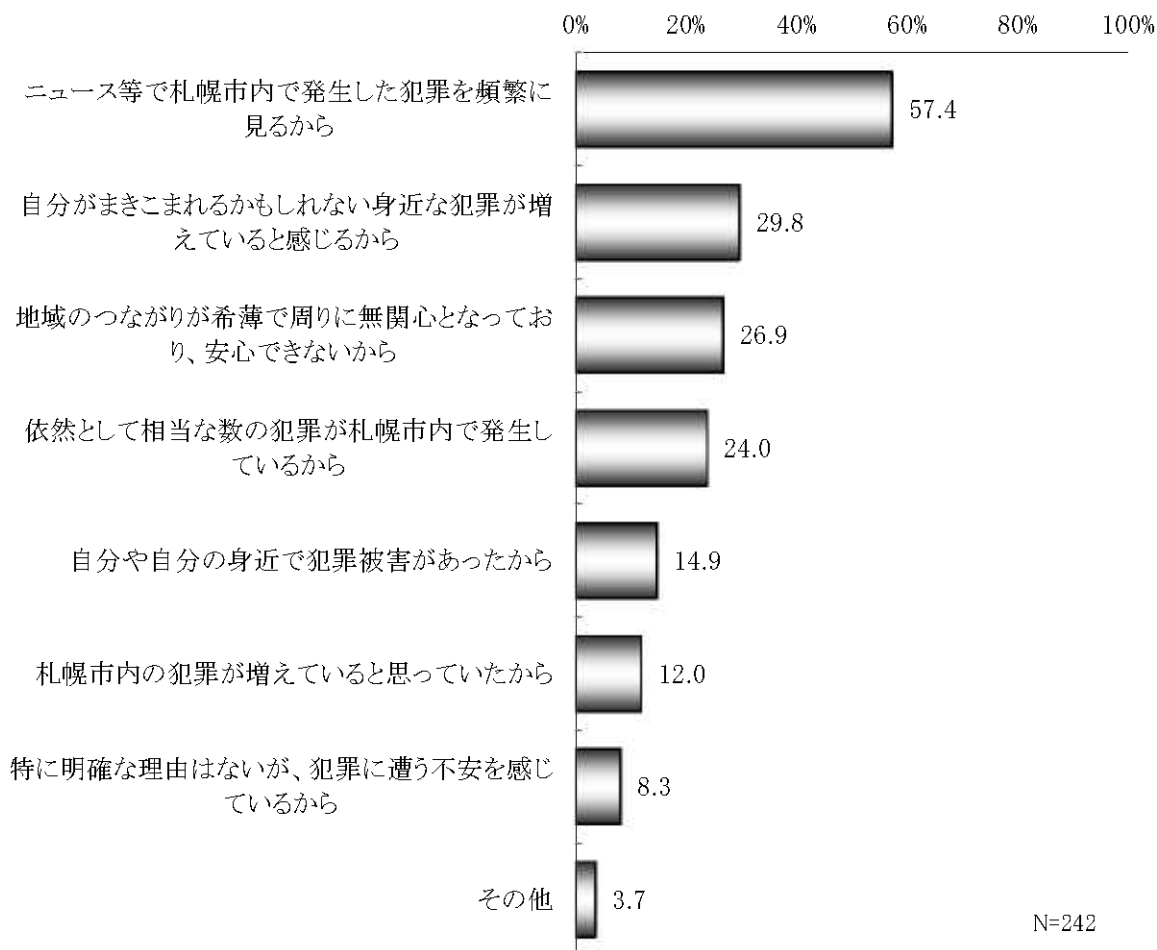
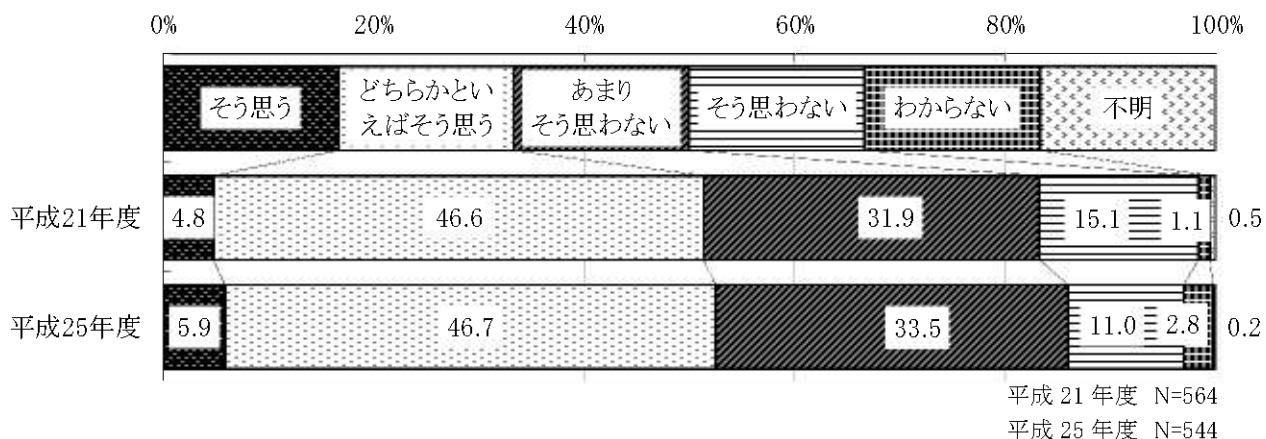
# I 市民及び地域防犯活動団体アンケート結果（未掲載分）

## (1) 市民アンケート

### ア 札幌市が安全・安心なまちかどうか

札幌市が、犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思いますか。

また、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した方は、札幌市が「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち」ではないと思った理由はなんですか。

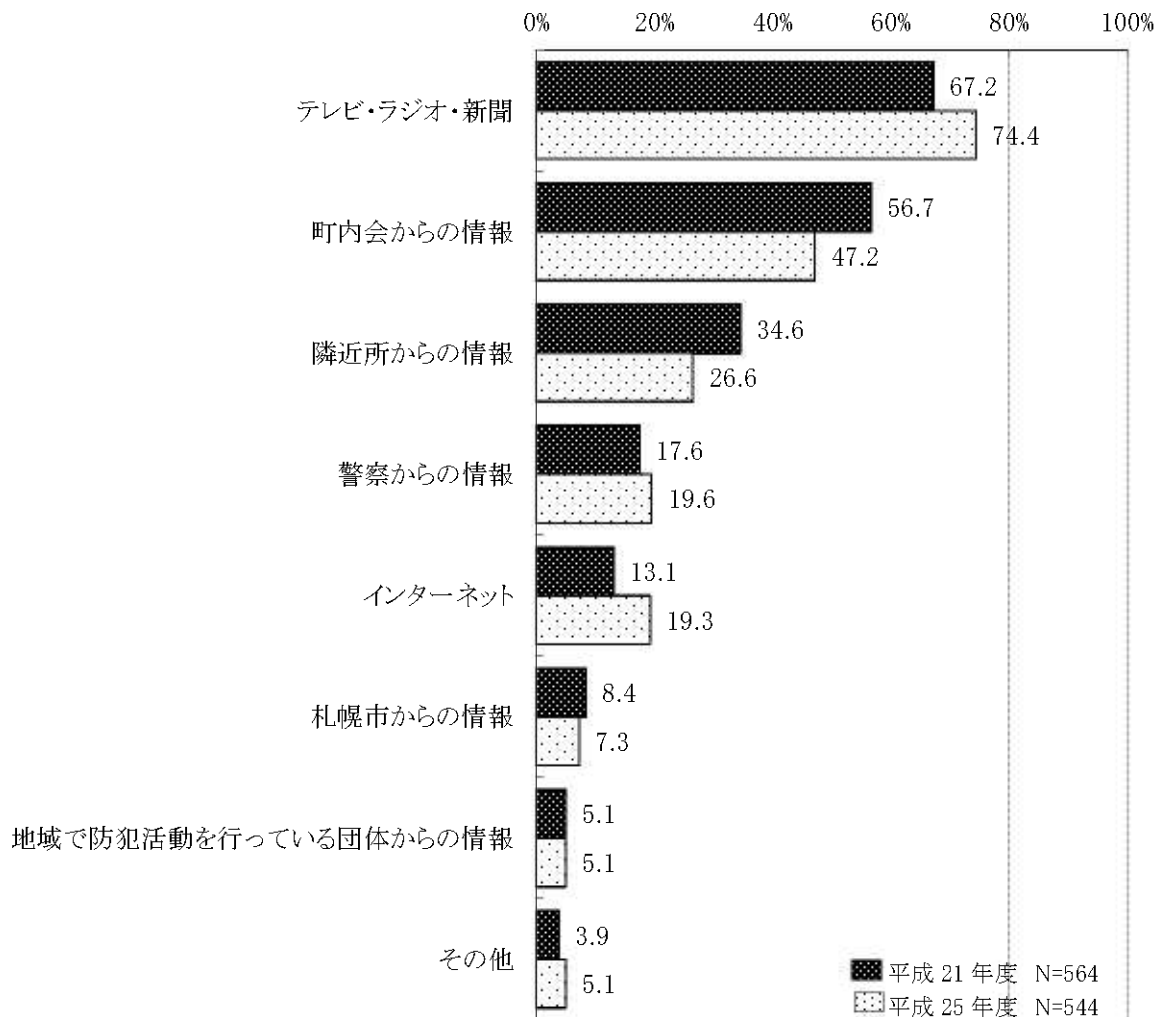
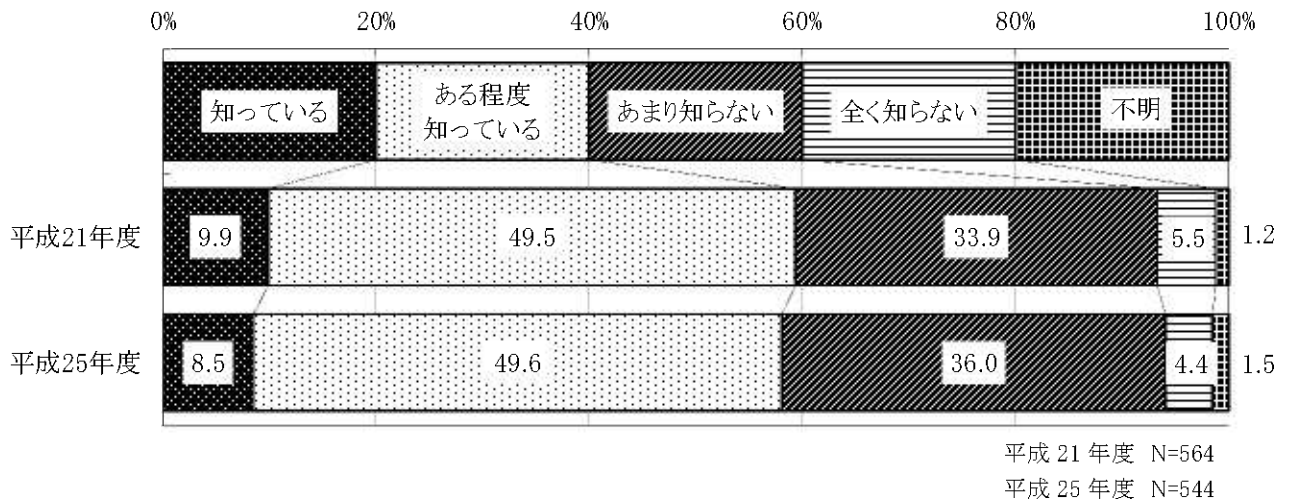


【平成 25 年度市民アンケート（新規）】

## イ 犯罪情報の認知状況

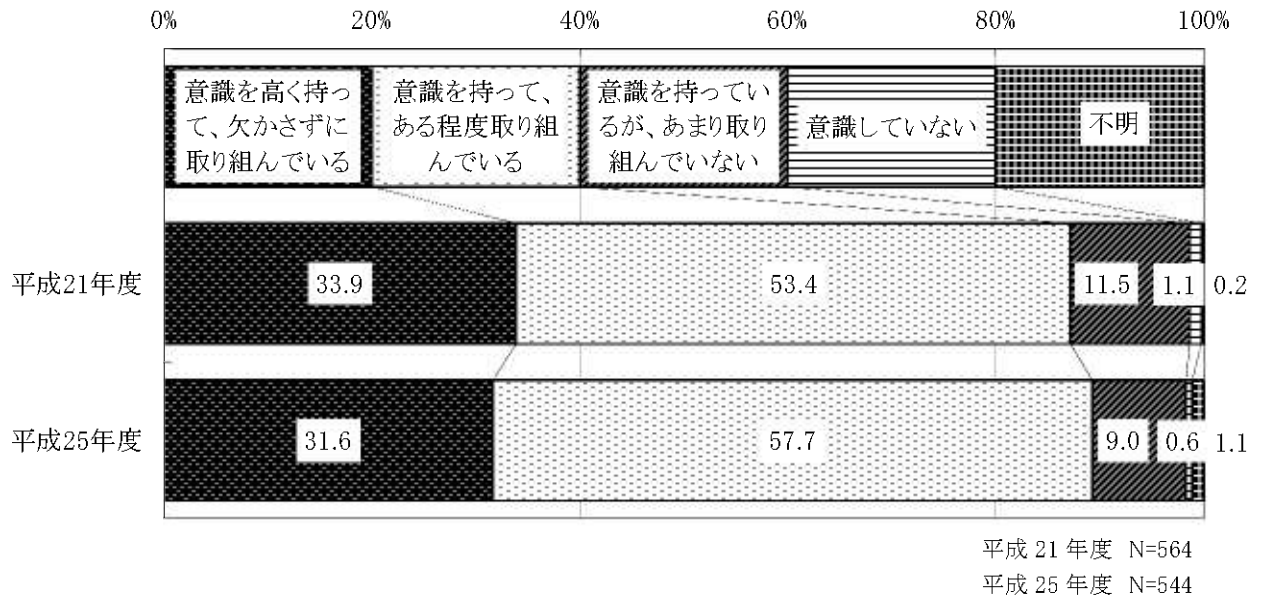
お住まいの地域や自分の身近なところで、どのような犯罪が起きているか知っていますか。

また、どのような手段によって知りましたか。



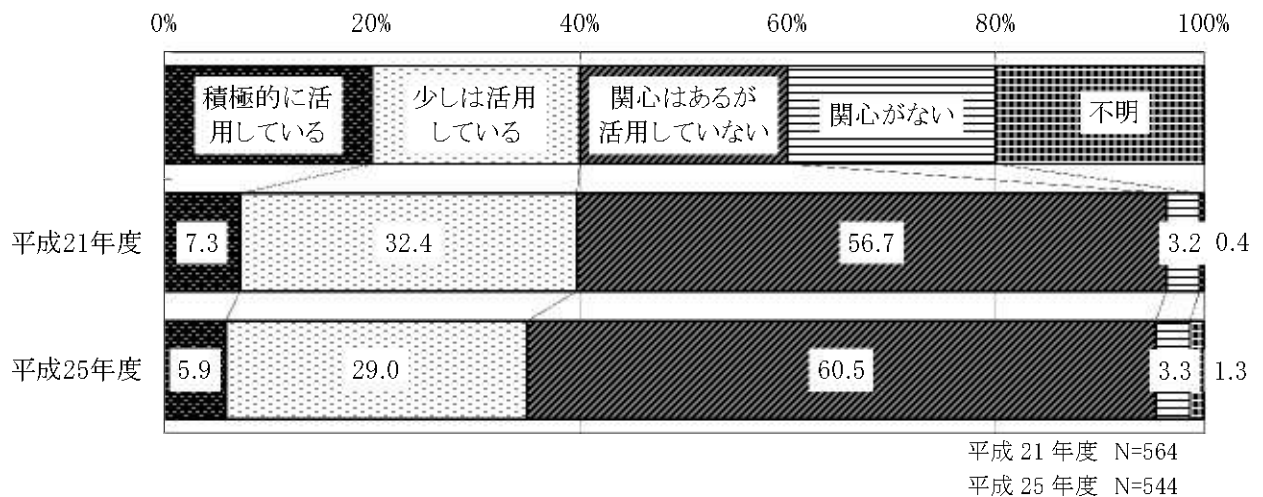
### ウ 市民の防犯意識及び取組状況

在宅時でも自宅の施錠をしたり、車内に荷物を放置しないなど、日常生活のなにげない行動が犯罪の被害を未然に防ぐ方法として有効とされていますが、こうした簡単にできる防犯対策を、日ごろ、どの程度意識して取り組んでいますか。



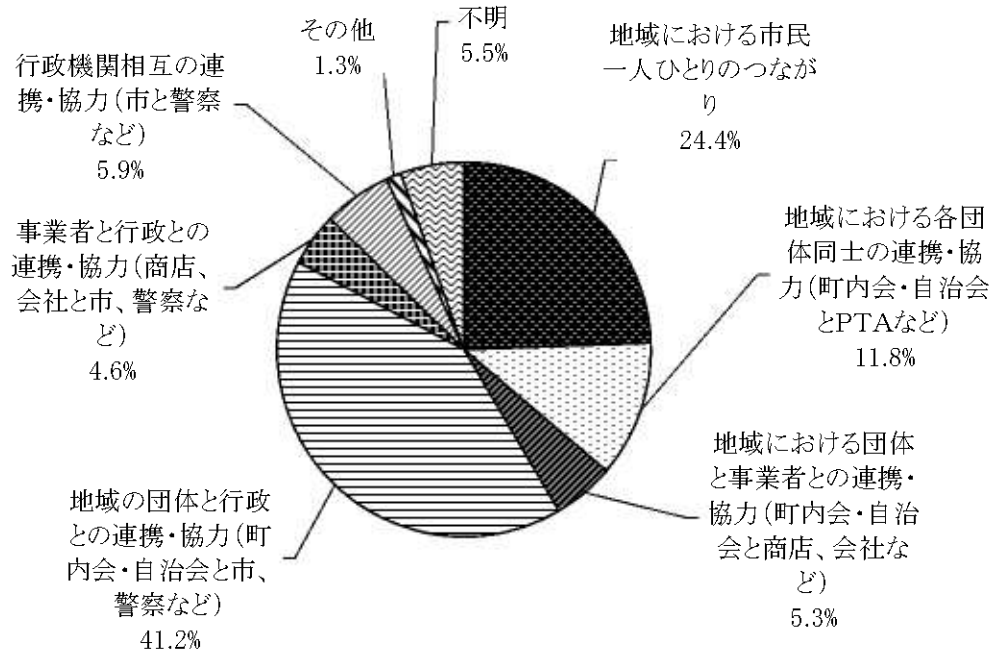
### エ 防犯グッズの活用

個人で携帯したり、車や自宅の防犯性能を高める効果のある防犯グッズは、犯罪被害に遭うリスクを軽減させますが、こうした防犯グッズをどの程度活用していますか。



オ 主体間の連携促進

安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、様々な主体がお互いに連携・協力してまちづくりをすることが求められますが、もっともそのつながりを強めるべきと考えるものはどれですか。



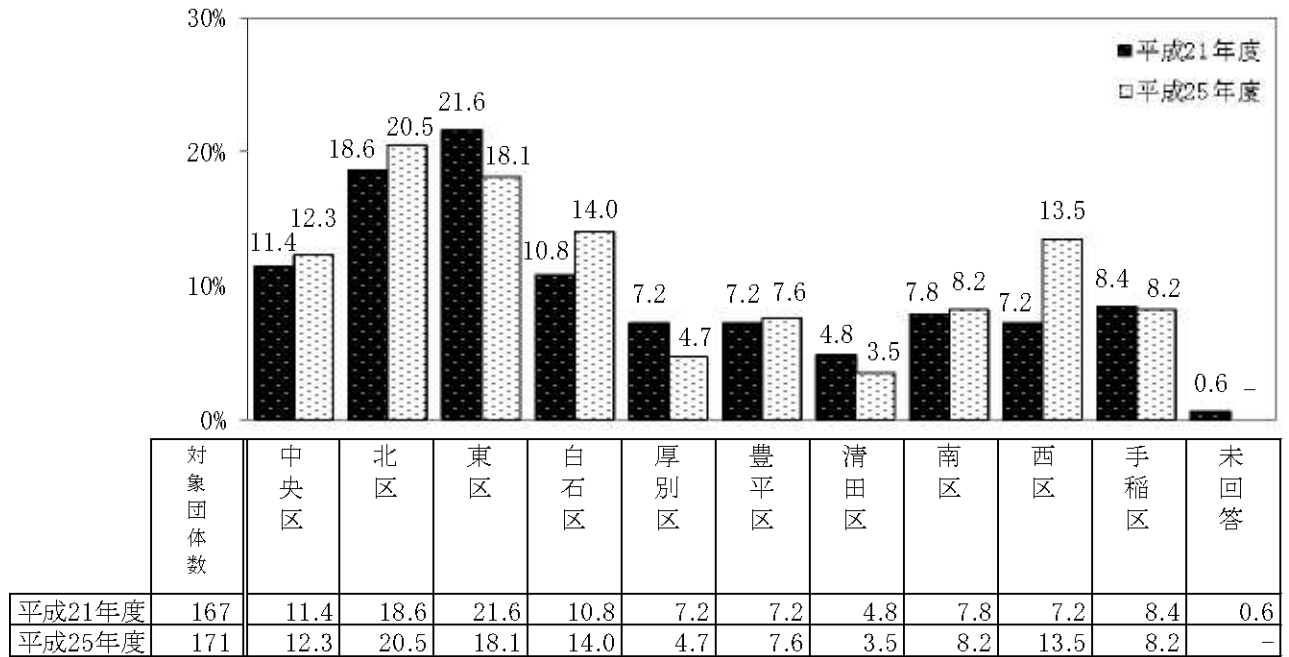
N=544

【平成 25 年度市民アンケート (新規)】

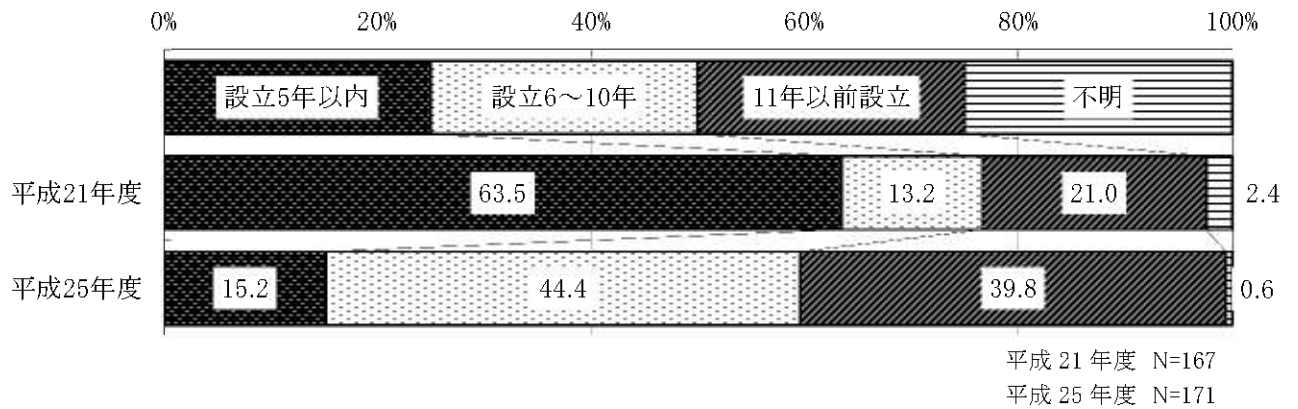
(2) 地域防犯活動団体アンケート

ア 基本情報

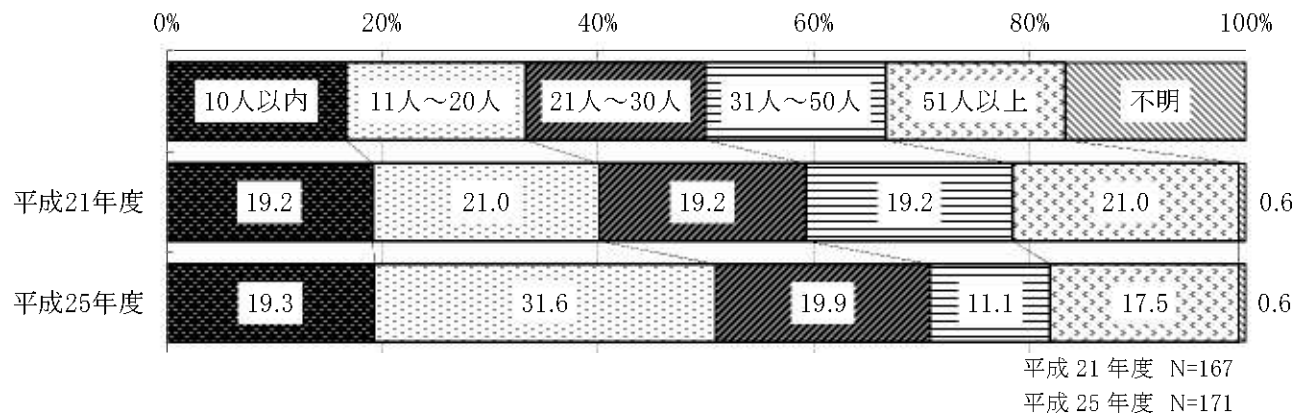
【活動場所】



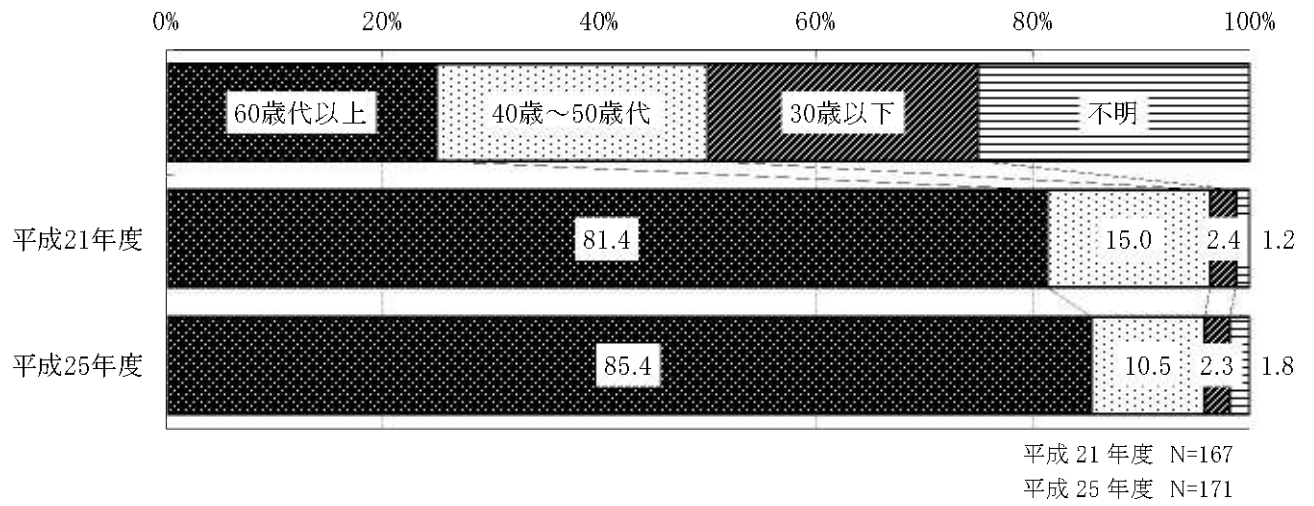
【活動年数】



【活動人数】



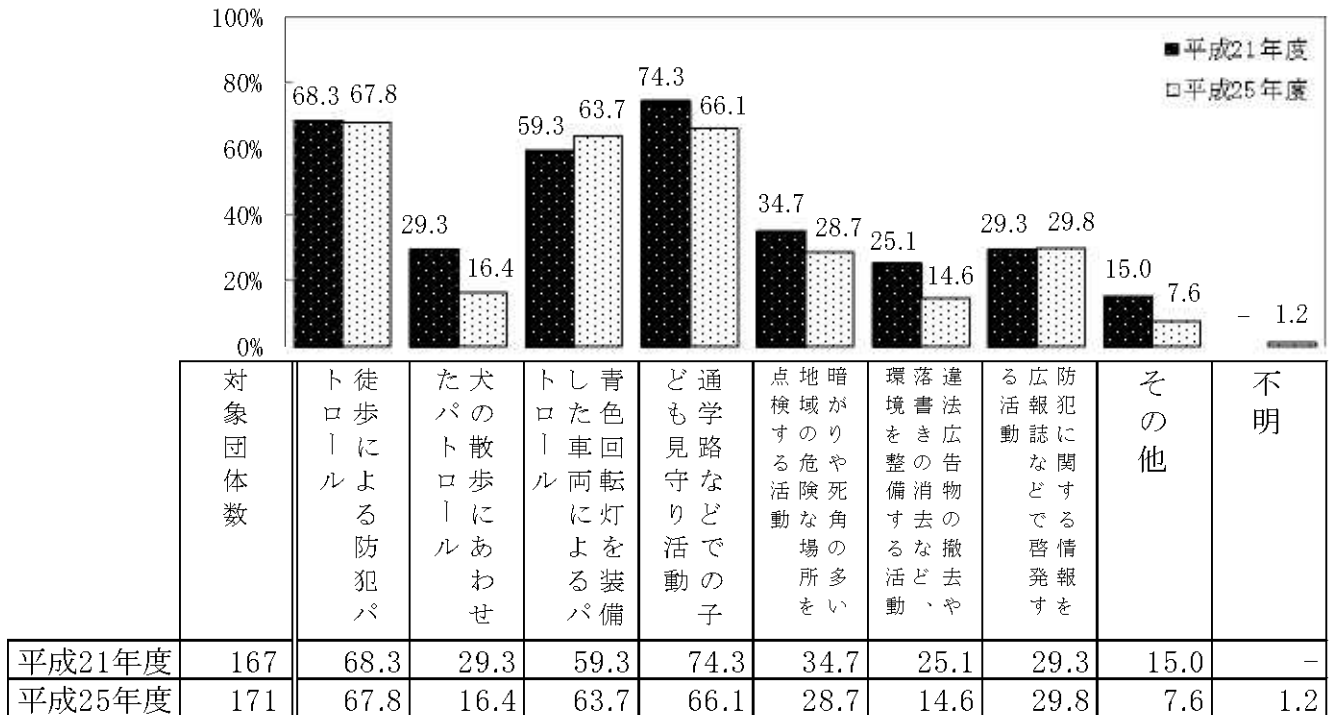
### 【主要年代】





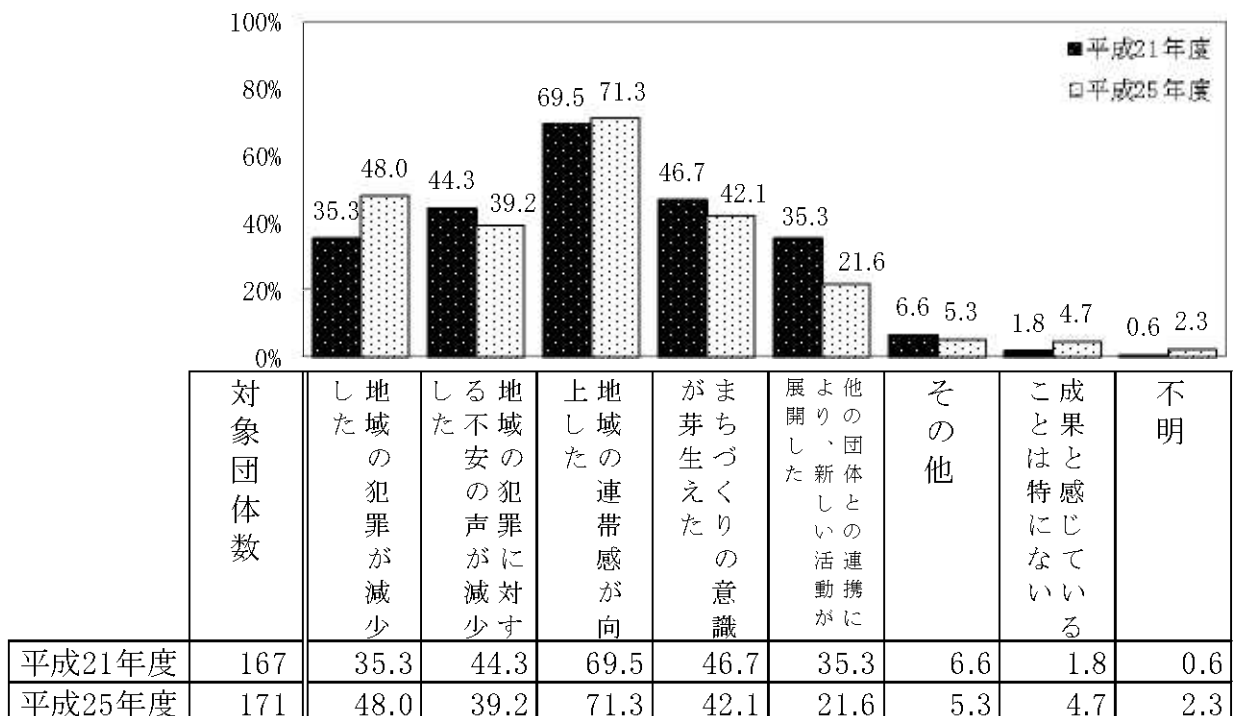
## イ 活動内容

皆さんの団体ではどのような地域防犯活動を行っていますか。



## ウ 活動成果

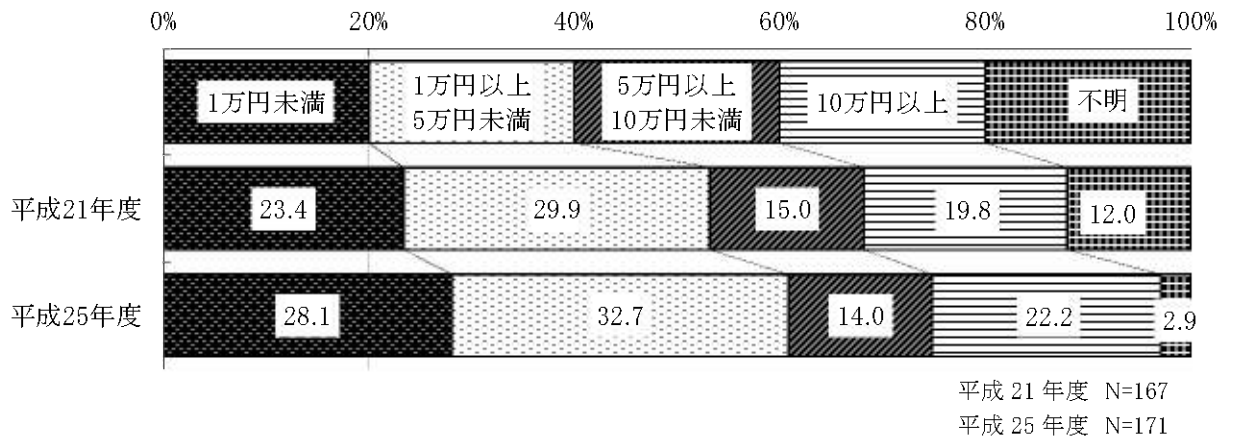
皆さんの団体で行っている地域防犯活動について、どのような成果があったと感じていますか。



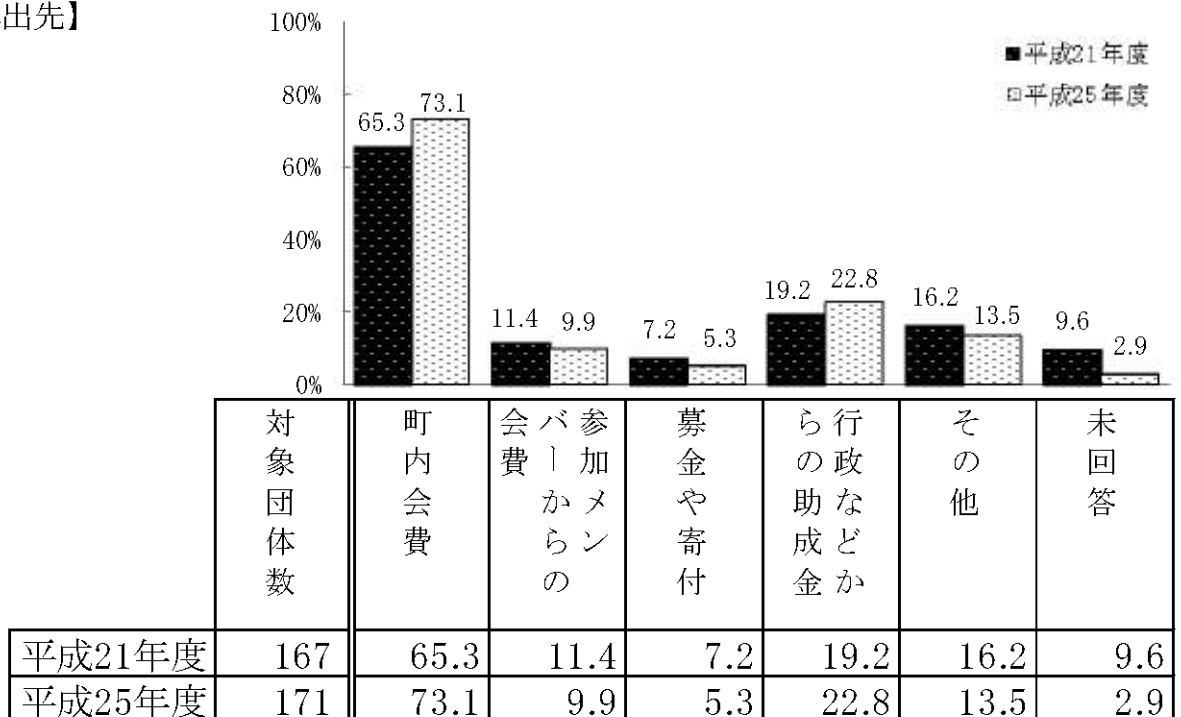
## エ 活動経費

皆さんの団体の地域防犯活動には年間どれくらいの経費がかかっていますか。  
また、経費をどのようにまかない、その中で最も多い拠出先は何ですか。

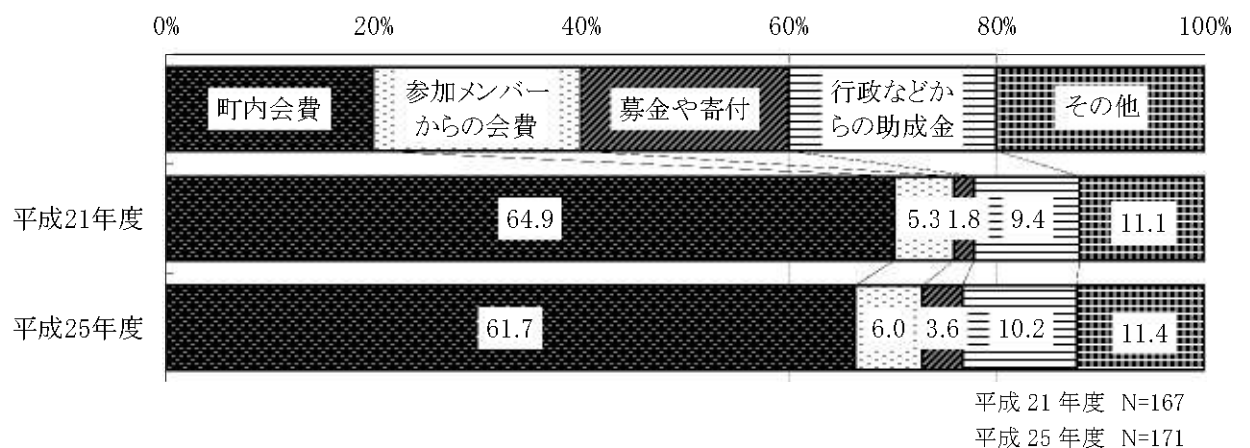
### 【金額】



### 【拠出先】



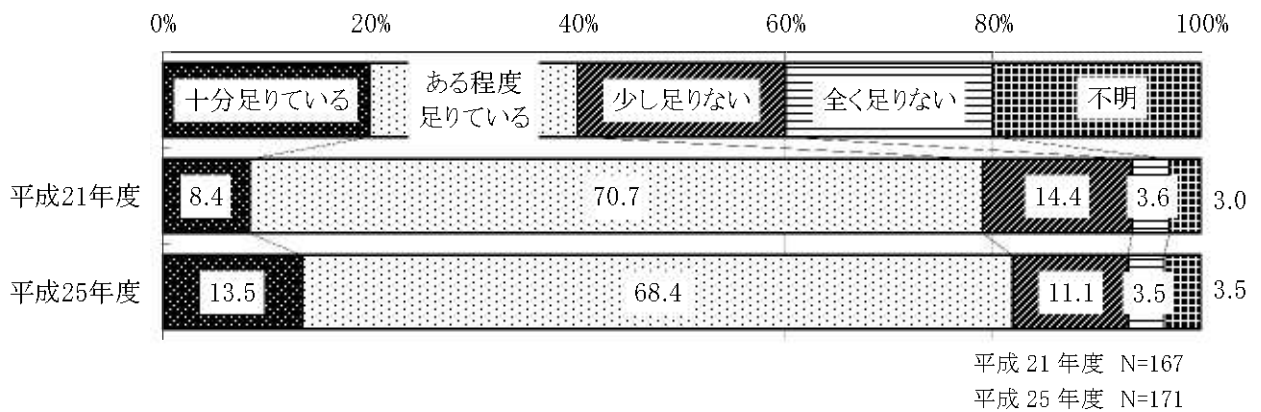
### 【主要拠出先】



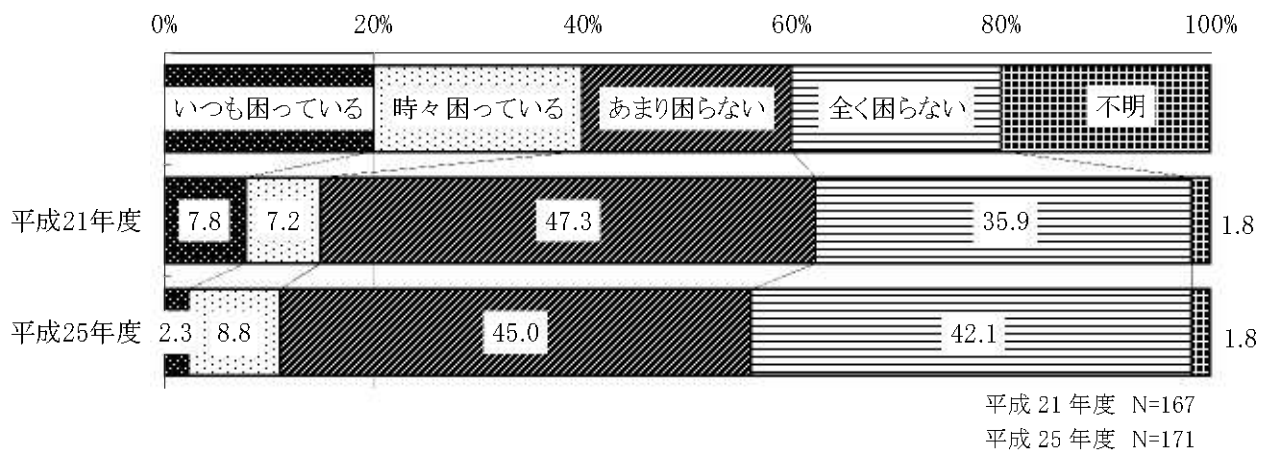
オ 活動における諸問題

- ① 地域防犯活動に行うにあたって、必要となる犯罪の発生状況や活動の手法などの情報量について、現状をどのように感じていますか。
- ② 皆さんの団体のメンバー間で会議や意見交換などを行う際の会場の確保について困っていることはありますか。
- ③ 皆さんの団体で行っている地域防犯活動を効果的に継続するにあたって、現在の人数で足りていますか。

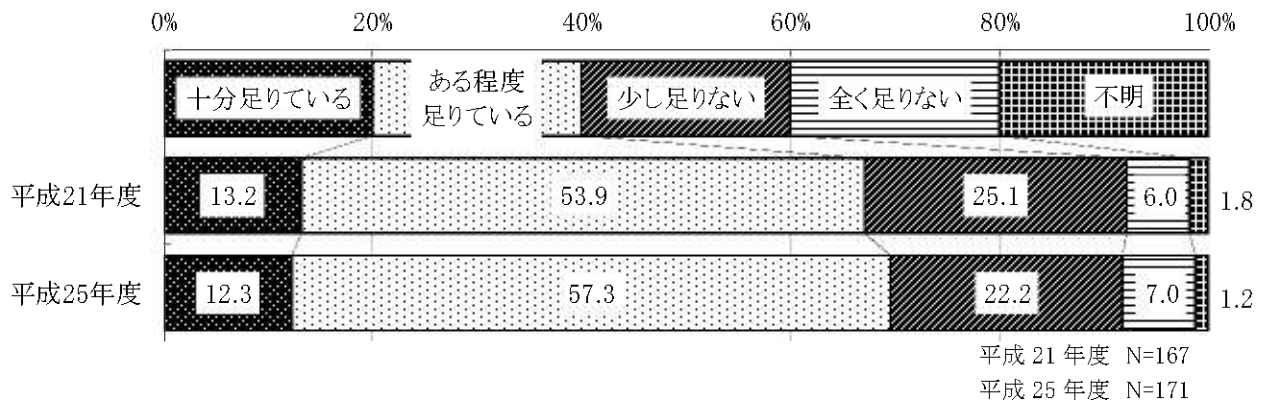
【①活動に関する情報】



【②活動に要する会場】



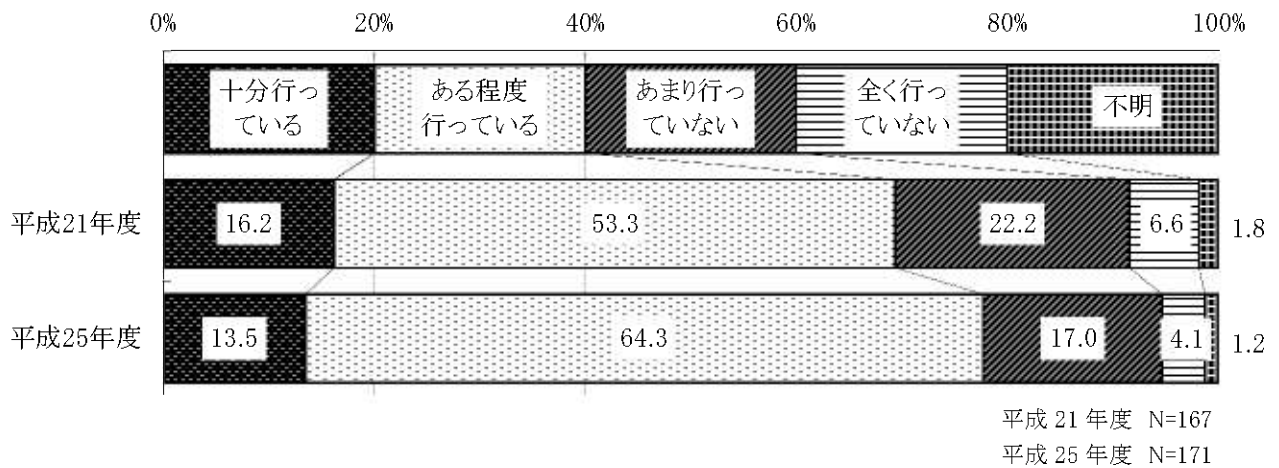
【③活動に要する人数】



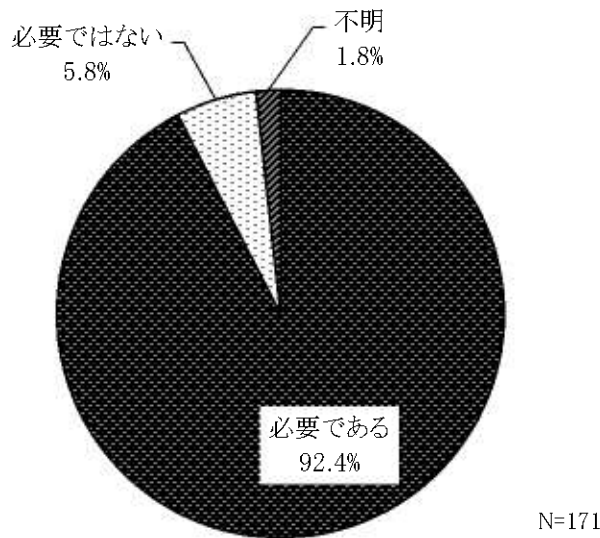
カ 連携の必要性

- ① 他の地域防犯活動団体や行政などとの連携をどの程度行っていますか。
- ② 皆さんの団体で行っている地域防犯活動をより効果的に行うため、様々な主体と連携・協力していくことが必要だと思いますか。
- ③ 連携・協力が必要だと思うものはなんですか。また、今後、連携・協力を強める必要があるともっとも考えるものはなんですか。

【他団体と行政などとの連携】

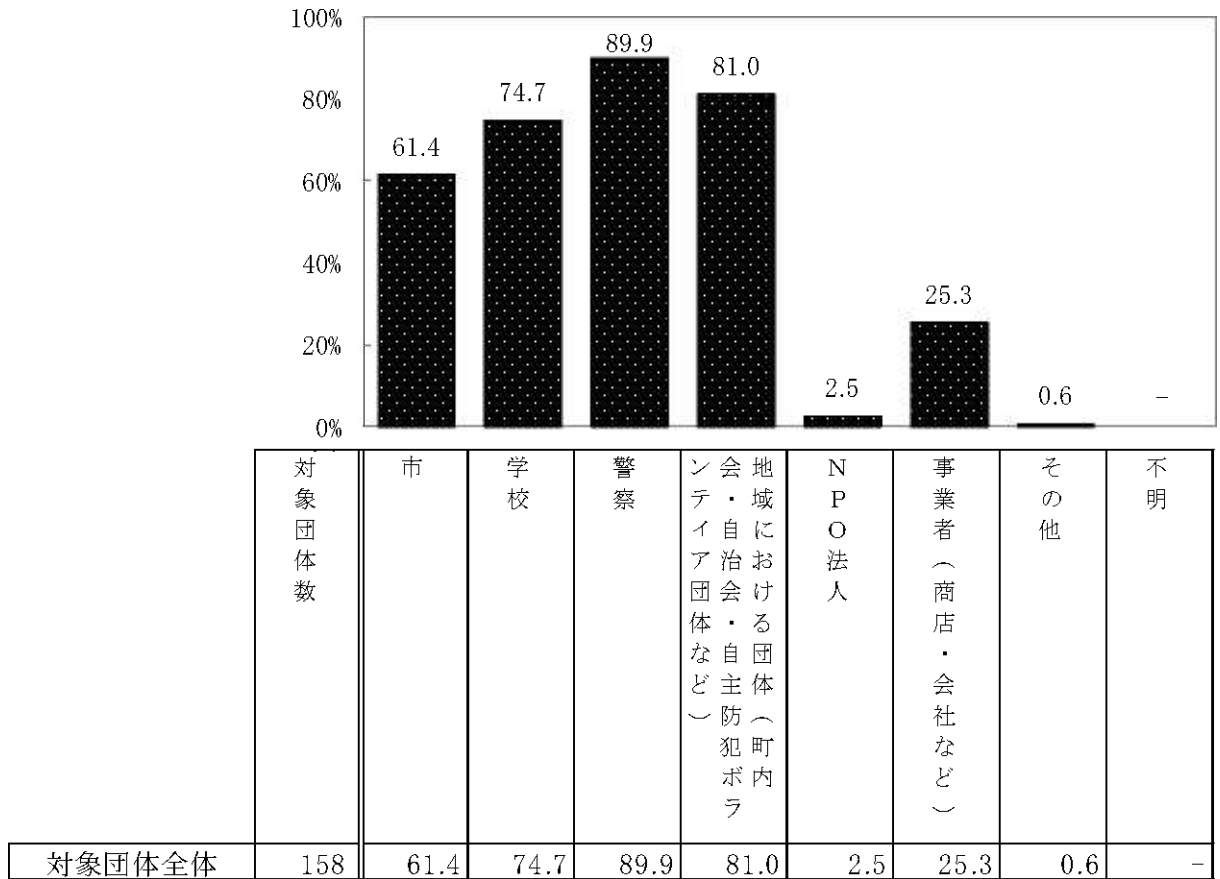


【連携の必要性】



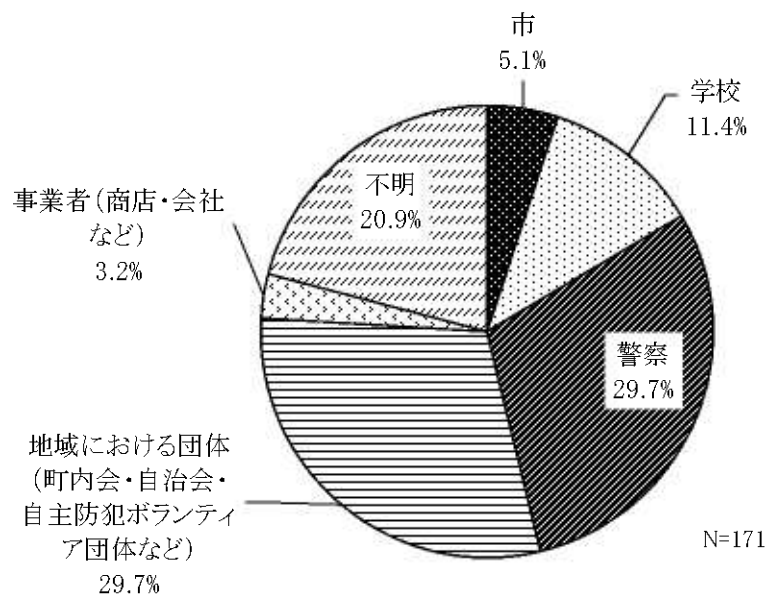
【平成 25 年度市民アンケート（新規）】

【連携が必要と思う主体】



【平成 25 年度市民アンケート（新規）】

【もっとも連携が必要と思う主体】



【平成 25 年度市民アンケート（新規）】

## Ⅱ 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成 25 年の刑法犯認知件数を犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）で比較すると、札幌市は 20 政令指定都市中 11 位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数（平成 25 年）

市名	人口 (H25.12.1 現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,937,769	10.02	11	19,423	109	1,005	12,932	577	529	4,271
仙台市	1,069,807	9.56	12	10,231	44	540	7,526	416	108	1,597
さいたま市	1,253,093	11.69	10	14,643	79	781	10,942	321	139	2,381
千葉市	964,595	14.78	5	14,255	70	659	11,199	369	84	1,874
川崎市	1,449,944	7.78	20	11,287	68	820	8,677	442	104	1,176
横浜市	3,703,852	8.19	18	30,323	183	2,356	22,516	1,261	273	3,734
相模原市	721,221	9.03	15	6,515	32	395	5,070	227	53	738
新潟市	810,117	9.52	13	7,709	31	451	5,551	279	47	1,350
静岡市	709,526	8.63	17	6,121	25	303	4,666	193	43	891
浜松市	812,436	7.85	19	6,374	43	323	4,647	260	50	1,051
名古屋市	2,272,381	17.32	3	39,350	188	1,600	28,973	958	276	7,355
京都市	1,470,730	14.50	6	21,326	91	918	16,428	531	208	3,150
大阪市	2,683,966	23.55	2	63,213	505	3,348	49,104	2,026	717	7,513
堺市	841,109	24.38	1	20,507	102	617	16,187	408	193	3,000
神戸市	1,540,474	13.03	8	20,071	106	1,446	14,253	615	173	3,478
岡山市	713,774	13.27	7	9,471	27	542	7,246	267	70	1,319
広島市	1,184,049	8.84	16	10,472	84	696	7,129	435	127	2,001
北九州市	967,877	12.78	9	12,372	95	704	8,752	434	200	2,187
熊本市	739,554	9.24	14	6,830	23	441	5,418	158	62	728
福岡市	1,509,239	15.50	4	23,399	105	868	18,206	500	295	3,425

### Ⅲ 主な関連事業

ここでは、第4章基本方針及び基本施策(30ページ～43ページ)と関連性のある主な事業を掲載しております。

基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」

◎実施予定

	事業名	関係局
基本 施策 1  防犯 意識 を 高 め る 広 報 啓 発	<b>①市民に対する啓発活動の実施</b> ○交通安全と合同の安全安心パネル展の開催 ○「安全・安心なまちづくりの日」に併せたパネル展の開催 ○各種街頭啓発活動の実施	市民まちづくり局 区
	<b>②防犯に関する出前講座の実施</b> ○出前講座の実施 「犯罪被害に遭わないために～札幌市の地域防犯の取り組み」	市民まちづくり局
	<b>③防犯セミナーの開催</b> ○防犯活動実践者・市民向け研修会等の開催	市民まちづくり局
	<b>④犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する機運づくり</b> ○各種街頭啓発活動の実施【再掲】 ○安全安心なまちづくりシンポジウムの開催 ○北海道と連携した地域安全集会の開催 ○安全安心フェアの開催 ○地域防犯ネットワーク会議等の開催	市民まちづくり局 区
	<b>⑤自主的な防犯学習の推進</b> ○防犯教育DVDの貸出 ○放火危険度チェック表のホームページ掲載	市民まちづくり局 消防局
基本 施策 2  防犯 力 を 高 め る 情 報 の 発 信	<b>①地域における犯罪情報等の共有</b> ○警察や関係機関と連携した犯罪情報等の提供	市民まちづくり局
	<b>②防犯に関する情報発信</b> ○広報さっぽろによる情報発信 ○ホームページによる情報発信「札幌市-地域防犯の推進ページ」 ※ <a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/">http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/</a> ○市広報番組による情報発信 ○コミュニティFMによる情報発信 ○庁内放送による情報発信 ○安心安全だより・ネットワーク通信等の発行 ○ホームページや出前講座等での「ほくとくん防犯メール」の周知	市民まちづくり局 子ども未来局 区 教育委員会
	<b>③行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起</b> ○税務職員をかたる不審な電話及び訪問に対する注意喚起	市民まちづくり局

	事業名	関係局
基本施策2 防犯力を高める情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道局職員を装った悪質訪問販売等に対する注意喚起</li> <li>○職員をかたる特殊詐欺等に対する注意喚起</li> </ul> <p><b>④防犯に役立つリーフレット等の配布</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車盗防犯チラシ「あなたの自転車は大丈夫ですか？」</li> <li>○女性防犯チラシ「夜間の帰宅時は十分に警戒を！」</li> <li>○地域防犯ガイドブックの作製</li> <li>○その他リーフレットの配布</li> </ul> <p><b>⑤緊急情報の発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不審者・凶悪事件発生時における関係部局及び学校等への連絡</li> <li>○緊急通報システムの整備</li> </ul> <p><b>⑥最新情報の発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページや出前講座等での「ほくとくん防犯メール」の周知【再掲】</li> <li>○庁内放送による情報発信【再掲】</li> </ul>	財政局 水道局 保健福祉局  市民まちづくり局  市民まちづくり局 子ども未来局 区 教育委員会  市民まちづくり局 区
	<p><b>①幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児及び児童への防犯教室・防犯訓練の推進</li> <li>○防犯教材の貸出</li> <li>◎子ども向け防犯絵本の作製</li> <li>◎子ども防犯出前講座</li> </ul> <p><b>②生徒及び学生向け防犯教室の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒及び学生への防犯教室・防犯訓練の推進</li> <li>○自転車防犯診断の実施</li> </ul> <p><b>③保護者向け研修会等の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯研修会の実施</li> <li>○長期休業中における幼児児童生徒の指導通知</li> </ul> <p><b>④地域安全マップづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域安全マップづくりの推進</li> <li>○子ども110番SOSの家スタンプラリーの実施</li> </ul> <p><b>⑤児童への防犯ブザー支給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新入学児童への防犯ブザーの支給</li> </ul>	市民まちづくり局  市民まちづくり局  市民まちづくり局 教育委員会  市民まちづくり局 区  教育委員会
基本施策4	<p><b>①女性に対する広報啓発の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎女性対象犯罪被害防止教室の開催</li> <li>◎女性向け防犯ハンドブックの作製</li> <li>○痴漢防止啓発ポスターの掲出</li> </ul>	市民まちづくり局 保健福祉局 交通局



	事業名	関係局
女性の防犯力向上	<b>②犯罪防止教育等の実施</b> ◎児童・生徒に対する犯罪被害防止授業の実施 ◎大学生・専門学校生に対する犯罪被害防止講座の実施 ○デートDV防止講座の実施	区  市民まちづくり局
基本施策5 高齢者等の防犯力向上	<b>①特殊詐欺防止のための啓発の実施</b> ◎振り込め詐欺被害ゼロの日キャンペーンの実施 ◎特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布 ○振り込め詐欺防止安全教室の開催 ◎特殊詐欺・消費者被害防止のための啓発イベント・パネル展の開催 <b>②犯罪被害予防のための啓発の推進</b> ◎高齢者向け防犯講習の開催（防犯落語、劇団等による実演等） ◎高齢者向け啓発資料の配布 ◎関係機関等との連携による啓発 ○振り込め詐欺防止安全教室の開催【再掲】 ○老人クラブ連合会への情報提供	市民まちづくり局 保健福祉局 区  市民まちづくり局 保健福祉局 区

基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」

◎実施予定

	事業名	関係局
基本施策1 地域における防犯活動の促進	<b>①地域安全サポーターズの取組の推進</b> ○地域安全サポーターズと地域の連携した取組 ◎地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動 <b>②地域防犯活動への支援</b> ○札幌地区防犯協会連合会への補助金交付 ○市民まちづくり活動促進基金による助成金交付 ○元気なまちづくり支援事業による活動助成 ○元気なまちづくり支援事業による活動物品の支給 ○パトロール車両用ステッカー等の配布 ○パトロール用ベスト等活動用具の貸与 <b>③地域の交流・連携による防犯力向上支援</b> ○地域の関係団体が参加する防犯上の課題検討・意見交換会の開催支援 <b>④顕彰制度の創設</b> ◎犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表彰 <b>⑤活動実践者の育成</b>	市民まちづくり局  市民まちづくり局 区  市民まちづくり局  市民まちづくり局

	事業名	関係局
基本施策1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防犯リーダー研修の実施</li> <li>○防犯活動講習会の実施</li> <li>◎大学生ボランティアによる防犯活動の促進</li> </ul>	市民まちづくり局 区
	<p>⑥地域防犯ガイドブックの作製</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防犯ガイドブックの作製【再掲】</li> </ul> <p>⑦事業者の社会貢献活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○さっぽろまちづくり研究会での情報提供</li> <li>◎地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動【再掲】</li> </ul>	市民まちづくり局 市民まちづくり局
基本施策2 協働による連携体制の充実	<p>①「安全・安心どさんこ運動」の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議への参加</li> <li>○安全・安心どさんこ運動の普及</li> </ul> <p>②北海道警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催</li> <li>○犯罪情報等関係情報の交換・共有</li> <li>○北海道警察との人事交流</li> </ul> <p>③札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会</li> </ul> <p>④各機関及び団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催</li> <li>○北海道万引防止ウィーブネットワークへの参加</li> <li>○ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催</li> <li>○放火防止対策推進会議の開催</li> <li>○防犯活動団体ネットワーク会議・情報交換会</li> </ul>	市民まちづくり局 総務局 市民まちづくり局 市民まちづくり局 市民まちづくり局 消防局 区
	<p>①子どもの登下校を見守る活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車による青色回転灯防犯パトロールの実施</li> <li>○公用車へのパトロール用ステッカーの貼付</li> <li>○札幌市オレンジリボン地域協力員に対する研修会の開催</li> <li>○合同集団下校子ども見守り訓練の実施</li> <li>○春の児童見守り運動の推進</li> <li>◎地域における見守り活動支援事業【再掲】</li> <li>◎「札幌市子ども110番の家」制度の創設</li> <li>◎「子ども110番の家連絡協議会」の設置</li> </ul> <p>②スクールガード・スクールガードリーダーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールガード・スクールガードリーダーの配置</li> </ul> <p>③「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年を見守る店登録推進活動</li> </ul>	市民まちづくり局 子ども未来局 区 教育委員会 子ども未来局

	事業名	関係局
基本施策3 地域と一体となった子どもの見守り	<b>④子ども事案の調査分析</b> ○子どもに係る事案調査 <b>⑤子どもの健全育成</b> ○少年育成指導員による巡回指導 ○北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査 ○札幌市青少年育成委員会への交付金交付 ○中学校区青少年健全育成推進会への補助金交付 <b>⑥児童虐待への対応</b> ○札幌市オレンジリボン地域協力員制度の拡充 ○児童虐待早期発見・早期対応事業 ○札幌市オレンジリボン地域協力員に対する研修会の開催【再掲】 ○夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査 ○要保護児童対策地域協議会 ○一時保護所の定員拡充・環境改善	子ども未来局 子ども未来局 子ども未来局
基本施策4 女性の犯罪被害防止の取組の推進	<b>①女性委員のみで構成する犯罪防止会議の設置</b> ○女性の視点による性犯罪防止検討会の開催 <b>②女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進</b> ○女性の視点による犯罪防止策の実施 ○女性に推奨できる防犯グッズの提供 ○女性と子どもの安心車両の実施	市民まちづくり局 市民まちづくり局 交通局
基本施策5 高齢者が安心して暮らせる取組の推進	<b>①高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進</b> ○関係機関・団体等と連携した見守り活動 <b>②地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動</b> ○地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動【再掲】 <b>③大学生による高齢者防犯支援事業</b> ○地域と大学が連携・協力した高齢者防犯の取組 <b>④高齢者の犯罪被害防止に向けた連携</b> ○関係機関・団体等との連携による情報共有 ○関係機関・団体等と連携した見守り活動【再掲】 ○要介護者等ごみ排出支援事業における見守り活動	市民まちづくり局 区 市民まちづくり局 市民まちづくり局 市民まちづくり局 保健福祉局 環境局 区

	事業名	関係局
基本施策6 犯罪被害者等への支援	①犯罪被害者等に関する情報提供・広報啓発の実施 ○ホームページ等による情報提供 ○セミナー・パネル展の開催	市民まちづくり局
	②総合的対応窓口等における対応 ○関係機関・団体との連携 ○市民からの相談受付	市民まちづくり局
	③生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援 ○保健医療・福祉等の行政サービスの提供	保健福祉局
	④二次的被害防止 ○市職員に向けた研修の実施 ○庁内関係部会議の実施	市民まちづくり局
	⑤DV被害者等への支援 ○女性のための性暴力被害相談窓口における相談受付 ○市営住宅への優先入居	市民まちづくり局 都市局
	⑥緊急一時保護施設の活動支援 ○緊急一時保護施設の活動支援 ○一時保護所の定員拡充・環境改善	市民まちづくり局 子ども未来局
	⑦住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限 ○住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限 ○税証明書の交付制限	市民まちづくり局 選挙管理委員会 財政局

基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」

◎実施予定

	事業名	関係局
基本施策1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	①街路灯や公園等の整備 ○「公園緑地工事設計要領」に基づく整備 ○「市街地に設置する公園における植栽設計基準」に基づく整備 ○「身近な公園における樹木の取扱指針」に基づく整備 ○管理受託者による公園巡視 ○「街路灯の整備に関する基本方針」に基づく整備 ○ネットフェンス設置等による見通しの確保 ○一部駐輪場への管理人又は防犯カメラの配置 ○一部駐輪場への場内整理員の配置	市民まちづくり局 環境局 建設局

	事業名	関係局
基本施策1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	<p><b>②良好な公共空間の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北1条オフィス町内会セーフティ&amp;クリーン大作戦の実施</li> <li>○「札幌市たばこの吸殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の運用</li> <li>○不法投棄ボランティア監視員制度の運用</li> <li>○「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」の運用</li> <li>○「屋外広告法」に基づく簡易除却の実施</li> </ul> <p><b>③地下鉄駅及び車内における巡回警備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地下鉄駅構内及び車内巡回警備の実施</li> <li>○防犯ブザーの貸出</li> </ul>	<p>市民まちづくり局 環境局</p> <p>建設局</p> <p>交通局</p>
基本施策2 市民自らが行う環境整備の促進	<p><b>①市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの作製</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの作製</li> </ul> <p><b>②住宅防犯診断ホームページの開設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎住宅防犯診断ホームページの開設</li> </ul> <p><b>③住宅の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ型建設業創出事業</li> </ul> <p><b>④不適正管理空き家に関する相談体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎空き家の適正管理の啓発、指導</li> <li>◎不適正管理空き家の相談体制の整備</li> </ul> <p><b>⑤防犯カメラの適正な設置運用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及</li> </ul> <p><b>⑥美化活動の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○美化推進活動支援</li> <li>○違法広告物撤去委託</li> <li>○フラワーロード事業</li> <li>○サイクリングロードモザイクアート事業</li> <li>○公園花いっぱい運動</li> <li>○アダプトプログラムの推進</li> <li>○イルミネーション事業</li> </ul> <p><b>⑦路上の安全対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私設街路灯設置等に対する補助金の交付</li> <li>◎地域における見守り活動支援事業【再掲】</li> <li>○一戸(一門)一灯運動促進事業</li> </ul> <p><b>⑧整備への物品等支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○炎感知器の貸与</li> <li>◎地域における見守り活動支援事業【再掲】</li> </ul>	<p>市民まちづくり局</p> <p>市民まちづくり局</p> <p>経済局</p> <p>都市局</p> <p>市民まちづくり局</p> <p>環境局 区</p> <p>建設局 市民まちづくり局</p> <p>消防局 市民まちづくり局</p>

	事業名	関係局
基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備	<b>①安全な学校施設等の整備</b> ○小中学校等へのカメラ付きインターフォン及び遠隔操作錠の設置 ○一部学校への自動録画機能付き防犯カメラの設置 ○学校施設の新增改築時などにおける防犯上の配慮	教育委員会
	<b>②学校への侵入者対策</b> ○不審者侵入時の対応マニュアルの運用	教育委員会
	<b>③「札幌市子ども110番の家」制度の創設</b> ◎「札幌市子ども110番の家」制度の創設【再掲】 ◎「子ども110番の家連絡協議会」の設置【再掲】	市民まちづくり局
	<b>④通学路の安全対策</b> ○スクールゾーン実行委員会の開催 ○スクールガード・スクールガードリーダーの設置【再掲】 ○登校安全視察 ◎地域における見守り活動支援事業【再掲】	市民まちづくり局 教育委員会 区
	<b>⑤地下鉄駅等の安全対策</b> ○子ども110番の駅の設置 ○女性と子どもの安心車両の実施【再掲】 ○痴漢防止啓発ポスターの掲出【再掲】	交通局
基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善	<b>①クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進</b> ○クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催【再掲】 ○クリーン薄野推進会議との連携【再掲】 ○ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催【再掲】	市民まちづくり局 消防局 区
	<b>②ススキノ条例に基づく悪質な迷惑行為等の規制</b> ○「ススキノ条例」の普及 ○各種イベント時における啓発活動の実施	市民まちづくり局 区
	<b>③薄野地区における防犯環境整備</b> ○薄野本通におけるプランターの設置 ○薄野本通における啓発バナーの掲出 ○西創成地区における青色防犯灯の継続設置	市民まちづくり局
基本施策5	<b>①市の事業における暴力団等排除の推進</b> ○暴力団排除に関する条例に基づく照会・排除の実施 ○市営住宅への暴力団員の入居制限	市民まちづくり局 都市局
	<b>②暴力団排除に関する活動への支援</b> ○札幌地区暴力追放センター協議会への補助金交付 ○北海道暴力追放センターへの支援	市民まちづくり局

	事業名	関係局
暴力団等の排除	③関係機関・団体との連携 ○北海道警察と連携した情報交換 ○暴力追放センターとの連携	市民まちづくり局





## Ⅳ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
  - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 委員は、再任されることができる。
  - 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
  - 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
  - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

専	門	委	員	報酬日額	12,500円
---	---	---	---	------	---------

を

	犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員				
専	門	委	員	報酬日額	12,500円

」

に改める。



## V 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

札幌市条例第6号

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

### **(市民の役割)**

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### **(事業者の役割)**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

### **(公共事業等に係る措置)**

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

### **(公の施設に係る措置)**

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

### **(市民及び事業者に対する支援)**

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### (啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

### (暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

### (利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

### (個人情報収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

### (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。





## VI 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号)第13条第8項の規定に基づき、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し学識経験を有する者
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し知識及び経験を有する者
- (3) 事業者
- (4) 公募した市民
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項第4号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## VII 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

- 【会 長】 ちば 千葉 たかし 卓 北海学園大学 名誉教授
- 【副会長】 のぐち 野口 ひろじ 博二 (公財) 北海道防犯協会連合会 総務部長
- いとう 伊藤 みちあき 道明 公募
- うめだ 梅田 のりゆき 則幸 SMBC コンシューマーファイナンス (株) 札幌お客様サービスプラザ プラザ長
- おくたに 奥谷 なおこ 直子 (一社) 札幌消費者協会 理事
- きむら 木村 さとみ 里美 北海道CAPをすすめる会 代表
- ささき 佐々木 さとる 覚 公募
- ぜんようじ 善養寺 けいこ 圭子 (公社) 北海道家庭生活総合センター センター 副理事長
- なか 仲 まきこ 真紀子 北海道大学大学院 教授
- ふじもと 藤本 あきお 昭雄 札幌保護司会連合会 会長
- まつい 松井 あつとし 敦利 屯田防犯パトロール隊 隊長
- やまざき 山崎 さくの 菊乃 NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

(敬称略・会長のほか五十音順)